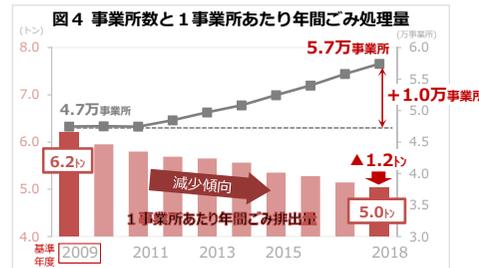
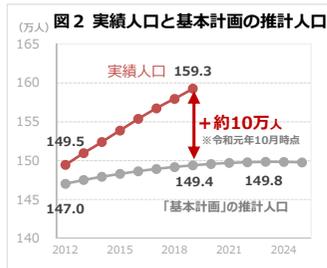
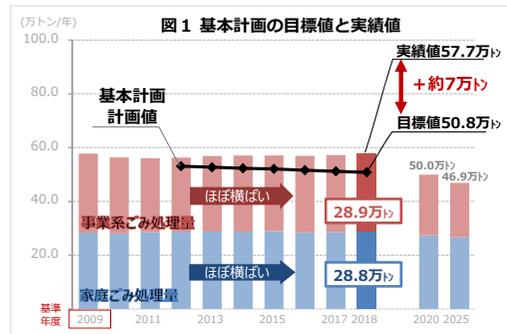


- 「新循環のまち・ふくおか基本計画」（以下「基本計画」という）は、『元気が持続する循環のまち・ふくおか』を基本テーマに掲げ、市民・事業者の皆様とともに、様々なごみ減量施策に取り組んできた。
- 「基本計画」は、基準年度(2009年度)から10年を迎え、来年度に計画・施策の検証・見直しを行う中間目標年度となることから、ごみ処理量の状況に関する分析を行い、循環型社会構築部会並びに環境審議会に報告し、各委員より「基本計画の今後のあり方」について、ご意見をいただいたところである。
- そこで、「基本計画」の今後のあり方について、計画策定後の状況変化や新たな課題の視点で整理し、検討を行ったことからお諮りするもの。

1 「基本計画」策定後の状況変化

(1) 人口の増加や経済状況などの社会状況が想定以上に大きく変化

- ・目標値と実績値に乖離
- ・「基本計画」の推計を大きく上回る人口増加
- ・好調な経済状況による事業所数の増加
- ・市民1人1日あたりごみ処理量、1事業所あたりごみ処理量は減少傾向



(2) 国等の総合的かつ長期的な政策の方向性が決定

「基本計画」策定後の状況変化



2 「基本計画」では見込まれていない新たな課題

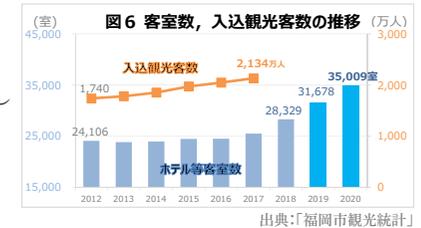
(1) 今後も続くと想定される人口増加

- ・今後も福岡市の人口は増加し、2035年（令和17年）の167.7万人をピークに、以後、人口は減少へ転じる見通し



(2) 観光・MICEによる交流人口の増加

- ・入込観光客数は6年連続で過去最高を更新
- ・客室数も増加傾向であり、今後も増加の見通し



(3) 好調な経済状況による事業所数の増加

- ・事業所数は増加傾向
- ・市内総生産も現計画の基準年度以降、増加傾向



(4) プラスチックごみや食品ロスなどの新たな課題

「プラスチック資源循環戦略」策定 (2019年5月)

- ⇒【国の目標】2030年度までに
 - ・ワンウェイプラスチックの使用削減(25%)
 - ・容器包装の6割をリユース、リサイクル
 - ・再生利用倍増、バイオマスプラスチック200万ト導入
 - ・2020年からレジ袋の有料化義務付けの方針を決定 (2019年6月)



「食品ロスの削減の推進に関する法律」成立 (2019年5月成立、10月施行)

- ⇒【国の目標】2030年度までに
 - ・家庭系、事業系ともに食品ロス量を2000年度から半減

3 基本計画の今後のあり方について (案)

- 「基本計画」策定後の状況の変化や新たな課題への対応を踏まえると、既存施策の検証や見直しを行う中間見直しでは十分な対応ができないことから、「基本計画」の全面改定（「新基本計画」の策定）が必要。
- その策定にあたっては、プラスチックごみ問題等の喫緊の課題へ迅速に対応する必要があることから、「基本計画」の中間目標年度でもある2020年度中に「新基本計画」（原案）を策定する。

4 「新基本計画」の策定において考慮すべき視点

世界・国

SDGsの推進

- ・17の目標, 169のターゲット

パリ協定に基づく成長戦略

- ・脱炭素社会への転換

第五次環境基本計画

- ・環境・経済・社会の統合的向上
- ・イノベーション創出, 新たな成長
- ・地域循環共生圏の創造

第四次循環型社会形成推進基本計画

- ・地域循環共生圏形成による地域活性化
- ・2Rビジネス(シェアリング)の促進
- ・災害廃棄物処理体制の構築

プラスチック資源循環戦略

- ・ワンウェイプラスチック削減
- ・海洋プラスチックごみ対策
- ・容器包装のリユース・リサイクルの推進
- ・バイオマスプラスチックの導入
- ・レジ袋有料化

食品ロスの削減の推進に関する法律

- ・食品ロス量半減
- ・食品ロス削減推進計画の策定

大規模災害時の廃棄物処理

- ・頻発する大規模災害
- ・円滑な災害廃棄物処理体制の構築

など

福岡市特有

今後も続く人口増, 事業所増

- ・人口は2035年までは増加
- ・都市の成長による事業所の増加

交流人口の増加

- ・MICEの増加
- ・入込観光客, ホテル客室数の増加

ライフスタイルの変化

- ・スマホ・SNSの普及等によりリユース行動の多様化
- ・「Society5.0(超スマート社会)」の進展

多様な主体の増加

- ・高齢者(人生100年時代の到来)
- ・単身者(若者, 転入・転出者)
- ・外国人居住者

リデュース, リフューズの推進

- ・発生量の増加への対応
- ・市民, 事業者の行動の変革を促す広報啓発

経済的視点の検討

- ・循環型経済(サーキュラーエコノミー)の考え

など

これらの視点等を踏まえ、「新基本計画」の
テーマ及び施策を検討する。

5 検討体制(案)

(1) 「新基本計画」検討作業部会の設置

- 目的
「新基本計画」の検討について, 専門的見地から検証を行うもの。
- 位置づけ
福岡市環境審議会循環型社会構築部会(以下「循環部会」という。)の内部に時限的に設置する。
- 所掌事務
作業部会は, 次に掲げる事項について, 調査・検討を行い, その結果を循環部会に報告する。
 - ・「基本計画」の検証及び課題の抽出・整理に関すること
 - ・ごみ処理量の将来予測に関すること
 - ・「新基本計画」案の作成に関すること

(2) 作業部会委員の構成

- ・作業部会委員はSDGs等の考慮すべき視点や今後の課題について専門的に議論することから, 循環部会委員のうち, 専門的知見を有する学識経験者及び市民・NPO代表をもって構成する。
- ・作業部会委員の専門外となる課題や民間事業者の取組みが重要となる課題については, 必要に応じて, 有識者や事業者等をオブザーバーとして招致し, 意見を聴取する機会を設ける。

6 今後のスケジュール(案)



※環境審議会前には, 循環型社会構築部会を開催する。

作業部会検討事項(イメージ)

※作業部会の意見や作業の進捗に合わせ内容を決定

- 作業部会① 「基本計画」の検証, 「新基本計画」の方向性(基本理念・構成)
- 作業部会② 「新基本計画」素案検討
- 作業部会③ 「新基本計画」素案検討(テーマ, 将来推計の見通し, 施策の柱)
- 作業部会④ 「新基本計画」原案検討
- 作業部会⑤ 「新基本計画」原案検討